

令和6年度山形県新庄市 職員採用試験受験案内

《上級行政、上級建築、上級土木、建築士（社会人経験者）》

令和6年5月7日

新庄市職員採用試験を実施します。

[新庄市が求める人材（職員像）]

- 市民とつなぐ 市民の視点に立ち、市民と共にまちづくりを進める職員
- 未来へつなぐ 時代の変化を捉え、広い視野と先見性でまちづくりを進める職員
- 成長につなぐ 自己啓発に励み、部下・後輩を育成し組織力を向上させる職員

- 第1次試験日 令和6年7月14日（日）受付：午前9時～午前9時30分
- 第1次試験会場 新庄市民プラザ
- 受付期間 令和6年5月9日（木）～令和6年6月21日（金）
（郵送による場合は、令和6年6月21日（金）必着）
- 受付時間 午前9時～午後5時（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

1 試験区分・職務内容

試験区分	主な職務内容	採用予定人員
上級行政	一般行政に関する業務	若干名
上級建築	市有建築物の設計・工事監督・都市計画に関する業務等	若干名
上級土木	市有施設・道路等の維持管理、工事の設計・監督その他土木行政に関する業務	若干名
建築士 （社会人経験者）	市有建築物の設計・工事監督、都市計画に関する業務	若干名

2 受験資格（※下記試験の併願はできません。）

試験区分	生年月日・資格等	住所要件
上級行政	次のいずれかに該当する者 ①昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 ②平成15年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者又は令和7年3月31日までに大学を卒業する見込みの者	採用後、新庄市内に居住する見込みのある者
上級建築	次のいずれかに該当する者 ①平成元年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者	
上級土木	②平成15年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者又は令和7年3月31日までに大学を卒業する見込みの者	
建築士 （社会人経験者）	昭和60年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者で、次のいずれかに該当する者 ①一級建築士免許証を有する者または令和7年3月までに当該資格を取得する見込みの者 ②二級建築士免許証を有する者または令和7年3月までに当該資格を取得する見込みの者	

次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者

- (2) 地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - 新庄市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 試験日程

試験	試験日	試験区分	試験種目	試験時間	試験会場
第1次	令和6年 7月14日(日) ※受付 9:00~9:30	上級行政	教養試験(上級)	10:00~12:00	新庄市民プラザ
			職場適応性検査	12:20~12:40	
			専門試験(行政)	13:30~15:30	
		上級建築	教養試験(上級)	10:00~12:00	
			職場適応性検査	12:20~12:40	
			専門試験(建築)	13:30~15:30	
		上級土木	教養試験(上級)	10:00~12:00	
			職場適応性検査	12:20~12:40	
			専門試験(土木)	13:30~15:30	
		建築士 (社会人経験者)	職務基礎力試験 (教養試験)	10:00~11:00	
職務適応性検査	11:20~11:40				
第2次 (予定)	令和6年 8月17日(土)	全区分共通	作文試験 人物試験	第1次試験合格者に 通知します。	新庄市役所 (予定)

4 試験内容

試験	試験種目	内 容
第1次	教養試験 (上級行政) (上級建築) (上級土木)	大学卒業程度の一般知識及び能力について、多肢選択式による筆記試験 ■出題分野 時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
	専門試験 (上級行政)	必要な専門知識について、多肢選択式による筆記試験 ■出題分野 憲法、行政法、民法、経済学、財政学、社会政策、政治学、行政学、国際関係
	専門試験 (上級建築)	必要な専門知識について、多肢選択式による筆記試験 ■出題分野 数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画(都市計画、建築法規を含む。)、建築設備、建築施工
	専門試験 (上級土木)	必要な専門知識について、多肢選択式による筆記試験 ■出題分野 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。)、材料・施工
	①職務基礎力試験 ②職務適応性検査 (建築士(社会人経験者))	職務を遂行する上で必要となる基礎的な知的能力と適応性を検証する試験 ①論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題 ②公的部門の職員としての職務への適応性を性格傾向の面から検証
第2次 (予定)	作文試験	文章による表現力、内容、構成等についての筆記試験
	人物試験	口述による個別面接試験、集団討論試験

5 受験手続

(1) 受験申込書の請求

- 新庄市総務課で交付、または新庄市ホームページからダウンロードできます。
- 郵便で請求する場合は、封筒の表に『受験申込書請求』と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して新庄市総務課まで請求してください。

(2) 受験申込みの方法及び受験票の交付

- 受験申込書に必要事項を記入し、本人の写真を写真欄に貼り、新庄市総務課に提出してください。受験申込みの要件を満たしている場合は、受験票を交付します。
- 郵便での申込は、封筒の表に『受験』と朱書きし、84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（長形3号）を同封してください。受験要件を確認後、受験票を郵送します。
※受験票が令和6年6月28日（金）までに到着しない場合は、新庄市総務課へお問い合わせください。

(3) 受付期間及び受付時間

- 期 間 令和6年5月9日（木）～令和6年6月21日（金）
- 時 間 午前9時～午後5時（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
※郵送の場合は、令和6年6月21日（金）までに到着したものに限り受け付けます。

(4) その他

- 受験申込み用紙の受験申込書と受験票を切り離さないで提出してください。
- 試験当日に受験票を持参しない者は受験できません。
※申込みの際に提出された受験申込書は、受験の有無にかかわらず返却しません。

6 合格者の発表

(1) 第1次試験

- 発表日時 令和6年7月下旬（予定）
- 発表方法 合格者の試験区分及び受験番号を新庄市役所前掲示場に掲示するとともに、市のホームページにも掲載します。また、合格者には合格通知書を郵送します。
※合格通知書が令和6年8月2日（金）までに到着しない場合、新庄市総務課へお問い合わせください。

(2) 第2次試験

- 令和6年9月上旬までに、合格者の試験区分及び受験番号を新庄市役所前掲示場へ掲示するとともに、市のホームページに掲載します。また、第2次試験受験者全員に書面で合否の結果を通知します。
- ※第1次試験、第2次試験ともに、合格者の試験区分及び受験番号でお知らせします。
 - ※受験資格を満たしていない等、受験申込書に事実と異なる記載をした場合、合格を取り消すことがあります。
 - ※第一次試験・第二次試験の結果は、それぞれの試験の合否判定にのみ使用します。

7 試験結果の開示

第1次、第2次試験の不合格者に対し、受験者本人の試験結果を口頭で開示します。受験者本人が、受験票及び本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証等）を持参のうえ、午前9時から午後5時（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までの間に新庄市総務課に直接お越しのうえ、申し出てください。なお、郵送、電話等での開示請求はできません。

試験区分	開示請求で きる方	開示期間	開 示 内 容
第1次試験	第1次試験不合格者	合格発表の翌日	得点及び順位
第2次試験	第2次試験不合格者	から1月間	第2次試験の得点及び順位

8 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は令和7年4月1日付けで採用する予定ですが、場合によっては4月2日以後になることがあります。
- (2) 最終合格者のほかに補欠合格者を決定する場合があります。補欠合格者は補欠合格者名簿に登録され、欠員等が生じた場合に必要に応じて成績順に採用を決定します。補欠合格者名簿は原則として令和7年3月30日まで有効ですが、名簿登録者が必ず採用になるとは限りません。

9 給与

給与は、職員の給与に関する条例、規則等に基づいて支給されます。初任給は、各人の学歴、その他の経歴により異なりますが、おおむね下表のとおりです。

試験区分	初任給（月額）
上級行政 上級土木 上級建築	199,100円

試験区分	年齢	初任給（月額）
建築士 (社会人経験者)	26歳	217,300円
	40歳	254,200円

※金額は令和6年4月1日現在のもの。改定されることがあります。

※建築士（社会人経験者）の初任給は大学を卒業してから継続して建築に関連した会社に勤務した場合の例です。

その他、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

10 勤務時間及び有給休暇等

原則として、土曜日及び日曜日を週休日とする完全週休2日制で週38時間45分勤務となっています。（注）勤務公所によっては、休日に変更される場合があります。

1年間に20日（採用年は15日）の年次有給休暇、慶弔休暇、病気休暇、産前・産後休暇等、また、育児休業等の制度があります。

11 その他

- ・災害の発生等やむを得ない事情により試験日時、試験会場などを変更する場合には、新庄市ホームページでお知らせします。
- ・初級行政職（高校卒業程度）その他の職種の採用試験は9月中旬に実施する予定です。受験資格、日程等詳細は6月下旬から7月上旬までの間に市広報及び新庄市ホームページでお知らせします。

お問合せ 新庄市総務課人事給与係

〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話 0233-22-2111(内線 212・216)